

沖縄県子どもの貧困対策に関する 最終評価報告書(案)について 【修正案】

- 1 子どもの貧困対策の推進に関する政府・県の対応
- 2 最終評価の概要について
- 3 指標及び重点施策の状況について
- 4 ライフステージごとの取組状況について
- 5 沖縄県の子どもを取り巻く厳しい実態
- 6 今後の課題及び展開方向について

3 指標及び重点施策の状況について

(1) 子どもの貧困対策計画【改定計画】に掲げる指標の改善状況等について

41指標のうち、12指標（29.3%）が達成、25指標（60.9%）が改善。
改善した25指標のうち、6指標（14.6%）は達成見込（達成率が85%以上）。

	達成	改善		横ばい	後退	合計
		85%以上	85%未満 5%超	5%未満 ▲5%超	▲5%未満	
基準年(又は年度)と比較 した数値の改善状況等	<u>12指標</u>	6指標	<u>19指標</u>	1指標	3指標	41指標
	<u>29.3%</u>	14.6%	<u>46.3%</u>	2.4%	7.3%	100%

(2) 重点施策等の取組状況について

160の重点施策については、令和元年度までに全て着手し、取り組みを実施。

		ライフステージに 応じたつながる仕 組みの構築	ライフステージに 応じた子どもへの 支援	保護者への支援	雇用の質の改善 等に向けた取組	その他	合計
重点施策数		31施策	92施策	29施策	7施策	1施策	160施策
令和 2 年度	着手済	31施策	92施策	29施策	7施策	1施策	160施策
	(施策に関連する事業等)	(32事業)	(109事業)	(44事業)	(9事業)	(9事業)	(203事業)

4 ライフステージごとの取組状況について

(1) - 1 乳幼児期



<主な重点施策>

① 乳児家庭全戸訪問事業

[1]

取組の内容及び結果

- 市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業について、令和2年度は事業実施41市町村のうち29市町村に対して、事業費の補助(1/3)を実施した。

取組の成果

- 平成28年度から平成30年度までで41,600世帯、令和元年度は13,383世帯の生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問したことにより、支援が必要な世帯の把握が進み、必要な支援につなげた。
- 育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握のほか、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討等を実施した。

検討事業

[4]

③ 妊娠期からのつながる仕組み

取組の内容及び結果

- 母子健康包括支援センターの市町村設置を促進するため、検討委員会を設置し沖縄県の目指すべき姿として骨子を策定し、また、市町村向け研修会を実施した。
- また、乳幼児健康診査の充実に向け、市町村担当者や母子保健推進員への研修等を行った。

取組の成果

- センターの目指すべき姿を示す骨子の説明及び「母子保健コーディネーター養成研修」等の講演・研修会のほか、未設置市町村への説明等の個別支援を実施するなどセンター設置の必要性について理解が深まった。
- センターを設置した市町村は、平成28年度の1市町村から**令和3年4月現在23市町村となり、妊娠期からの早期把握、支援に繋がった。**

② 養育支援訪問事業

[2]

取組の内容及び結果

- 市町村が実施する養育支援訪問事業について、令和2年度は事業実施30市町村のうち20市町村に対し、事業費の補助(1/3)を実施した。

取組の成果

- 平成28年度から平成30年度までで1,282世帯、令和元年度は452世帯の支援が必要な世帯に対し、養育に関する指導助言等訪問による支援の結果、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の軽減等が図られた。
- 市町村等で養育支援訪問事業に関わる職員を対象とした研修(2日間)を実施したことで、支援に携わる職員の資質向上が図られた。

④ 親子で歯ぐっぴプロジェクト

[39]

取組の内容及び結果

- 沖縄県の乳幼児のむし歯有病状況の改善を目的に、乳幼児健康診査における歯科保健指導の標準化のための環境整備と、モデル市町村での取り組みの効果検証を実施した。

取組の成果

- 乳幼児健診歯科保健指導従事者対象の研修会を継続して行い、平成28年度から令和元年度までで1,237人、令和2年度は183人が参加した。また作成した歯科保健指導マニュアルや保護者説明用媒体が41市町村で活用されるなど、歯科保健指導内容の標準化が図られた。
- モデル市町村においてケアグッズを配布することで、家庭での仕上げみがきの実施やフッ化物応用が増加した。

6 今後の課題及び展開方向について

<成果と課題のまとめ>

- 現計画において、各重点施策に取り組んできたことにより、保育所等利用待機児童数の減少、放課後児童クラブ平均月額利用料の低減、小中学生の基礎学力の上昇、高校・大学等の進学率の上昇、正規雇用者の割合の増加、困窮世帯の割合の低下など一定の成果が見られた。
- 他方、困窮世帯の割合の改善状況は十分とは言えず、全国との差は縮小したものの依然として、高校・大学の進学率は低く、若年無業者率は高くなっており、子どもの貧困の連鎖の解消に向けて、なお課題が残されている。
- 最終評価時点では、新型コロナウイルス感染症の影響について、十分に反映できていない指標があることに留意が必要である。

<今後の展開方向>

- 次期計画の策定にあたっては、児童の権利に関する条約の精神に則り、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策として、子どもの貧困対策を総合的に推進することを明記する。
- 対策の推進にあたっては、目指すべき社会に適った目標を設定するとともに、それぞれの目標に対応した定量的な指標等に基づいて施策効果等を検証するため、指標の見直しを検討する。
- これまでに効果を上げてきた重点施策等については、社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて目標設定を見直し、その達成に必要な取組の推進・深化を図っていくとともに、目標達成に必ずしもつながらなかった重点施策等については、実効性の確保に向け、既存の取組の継続の是非や新たな取組の検討を含め、改善・見直し等を検討する。
- 新型コロナウイルス感染症拡大による雇用情勢への影響、幼児教育・高等教育無償化の開始、子供の貧困対策に関する大綱(令和元年)で追加された指標、若年無業者やヤングケアラーなどの把握することが難しい子どもなど、新たな課題に対応する施策を検討する。

6 今後の課題及び展開方向について

(つながる仕組み)

- 妊娠期から子育て期にわたり切れ目なくワンストップで支援をつなげるため、母子健康包括支援センターの全市町村での設置を促進するとともに、支援に関わる人材の資質向上に取り組む必要がある。
- 乳幼児健康診査の受診率は改善傾向であるが、全国平均と比較して依然として低い状況となっている。未受診者への対応について市町村と情報を共有し、乳幼児健康診査の受診率向上を図る必要がある。
- 支援を要する家庭を早期に発見し、必要な支援につなげていくため、養育支援訪問事業未実施の市町村に対して、きめ細かな助言を行うことにより、積極的な支援(アウトリーチ支援)が実施できる体制を強化する必要がある。
- 児童虐待は育児不安や経済的困窮、地域での孤立化など、家庭が持つ様々な問題が要因となって発生することから、児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応に取り組むため、児童相談所や市町村要保護児童対策地域協議会の体制強化を図る必要がある。また、子どもの権利と児童虐待防止についての理解を社会全体で深めていく必要がある。
- 学校を退学した生徒等について、個人情報の問題から外部機関へ連絡先等の情報提供が困難である。退学を選択する生徒等の状況に応じてハローワークへの求職登録やサポートステーションへの接続、各支援機関へつなげるための取組が必要である。

(支援者の確保と資質の向上)

- 民生委員・児童委員は、地域課題の多様化・複雑化に伴う活動の困難性や負担感の高まり等により、人材の確保が厳しい。民生委員・児童委員の担い手確保のための広報活動や民生委員が活動しやすい環境づくりに取り組む必要がある。
- 母子・父子自立支援員や、ひとり親支援機関等を対象に、相談員の資質向上及び日々の実践に生かすことのできる専門的知識・技能の向上を図る必要がある。
- スクールソーシャルワーカー未配置校への早急な人員配置が必要である。支援が必要な家庭の児童生徒を早期に福祉等の関係機関につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を国に要望するとともに、市町村配置のスクールソーシャルワーカーとも連携を図っていく必要がある。
- 課題を抱える児童生徒の背景・要因が、発達障害、保護者の養育能力、いじめや友人関係等、複数の要因が重なる場合があり、専門的なアセスメントが必要とされるため、スクールカウンセラーの相談人員及び相談時間の拡充に努めていく必要がある。
- 子供の貧困対策支援員の人材確保が困難なことなどにより配置されず、支援が十分でない地域がある。支援員の配置促進に取り組むとともに、支援員の質の向上や活動しやすい環境づくりに取り組む必要がある。支援員の配置が難しい小規模離島については、支援員を定期的に派遣するとともに、役場や学校と連携して、支援が必要な子どもを把握し、適切な支援機関につなげていく必要がある。

6 今後の課題及び展開方向について

乳幼児期

- 待機児童が生じることのないよう引き続き市町村が行う保育所の整備や保育士の確保等への支援を行っていく必要がある。地域における多様な保育ニーズに対応するため、延長保育や病児保育の実施を拡大し、安心して子育てができる環境整備を図る必要がある。
- ~~認可保育所に入所できないひとり親家庭の負担軽減を図るため、無償化の対象とならない0～2歳の児童がいる課税世帯のひとり親家庭に対し、認可外保育施設の利用料軽減に取り組んでいく必要がある。~~
- 子どもの発達と学びの連続性を確保するため、幼児教育・保育施設と小学校との円滑な接続の実現に取り組んでいく必要がある。

(教育の支援)

- 全国学力・学習状況調査等の結果、小学生の学力が全国水準を維持するなど改善しているものの、中学生の学力が全国水準に達していないなど学習理解の面で課題がある。確かな学力として身に付けることができる学校教育の充実に取り組む必要がある。
- 児童生徒の自己肯定感の低さに課題が見られるため、児童生徒理解、生徒指導、学校経営等を更に充実させる必要がある。
- 幼、小、中、高校、特別支援学校全ての校種において、インクルーシブ教育システムの理念や在り方を正しく理解し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応する教育課程や教育実践力の向上に取り組んでいく必要がある。

(生活の支援)

- 放課後児童クラブは、着実に増加しているものの、クラブに登録できていない児童が高止まりの状況にあるほか、全国と比べ民間施設を活用した民立民営の放課後児童クラブが多いことから、利用料が割高となっている。既存の学校施設の活用、公的施設活用クラブの整備促進等により、これらの一層の改善を促す必要があるほか、困窮世帯に対する利用料の支援も推進する必要がある。
- 子どもが安全・安心して過ごせる子供の居場所づくりが進んでいない地域がある。子供の居場所や子ども食堂など、困窮世帯の子どもを地域で見守り、支援する拠点を増やすことに取り組んでいく必要がある。
- 低所得世帯の子どもに対する学習習慣の定着、多様な進学希望に対応した学習支援及びその親に対する養育支援等に取り組んでいく必要がある。
- 支援を要する子ども・若者は全県にいる一方、支援団体の活動拠点に地域的な偏りがあることから、各関係機関と連携し、全県的な支援体制の構築に向けて取り組む必要がある。

(経済的な支援)

- 市町村単独事業として実施されている、準要保護者への就学援助について、市町村間で援助費目や認定基準、周知方法、手続方法等に差が生じている。意見交換を行い制度が効果的に実施できるよう、市町村担当者会議を引き続き開催していく必要がある。
- 子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健全な育成を図るための医療費助成に取り組むとともに、ひとり親家庭等の生活の安定を図るための医療費助成に取り組んでいく必要がある。

小中学生期

6 今後の課題及び展開方向について

高校生期

- 家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、就学支援金の支給やバス通学費の支援等、家庭の教育費負担の軽減に取り組むとともに、学校や生徒保護者に対し、就学支援制度の周知を徹底していく必要がある。
- 準不登校、不登校状態の生徒への支援に加え、不登校の未然防止への取組体制の充実を図る必要がある。就学継続を支援する支援員(心理系・福祉系等)を配置し、校内における生徒の相談支援や家庭へのアウトリーチ・関係機関への接続等の支援を学校と協働で取り組む必要がある。
- 低所得世帯等に対し、社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう授業料等の負担軽減に取り組んでいく必要がある。

支援を要する若者

- 専門的な個別支援を必要とする子供の居場所や若年妊産婦に対応できる居場所を設置し、円滑な社会生活が営めるよう、寄り添い型の支援を行っていく必要がある。
- 複合的な問題や課題を抱える子ども・若者を支援するため、ハローワーク、地域若者サポートステーション、NPO等の地域の支援機関との連携強化が必要である。
- 児童養護施設等を退所する児童が、夢や希望へ挑戦し自立へとつなげていくため、生活や就労の支援を行うなどアフターケアを推進する必要がある。

保護者

- 経済的な困窮により、保護者が、社会的な孤立や生活上の困難、家庭で子どもと接するゆとりが持てないなどの問題を抱えていることが多いため、福祉・雇用・教育・医療等の各分野の関係機関と連携し、生活に関する相談、保護者への就労や学び直しの支援に取り組む必要がある。
- ひとり親家庭等の家計の改善に向けて、所得水準の高い職種等への就職・転職やキャリアアップのためのスキル習得等の機会を充実させ、就労支援と組み合わせた取組を拡充する必要がある。

雇用の質の改善等

- 全国と比べ、高等学校・大学等の就職内定率は低く、高卒・大卒者の無業者率、離職率も非常に高い状況にある。早い時期からの職業観の育成や就労意識の向上を図るとともに、総合的な就職支援を行っていく必要があるほか、離職を余儀なくされた方や長期失業等による就職困難者に対する就職・生活支援を実施する必要がある。
- 正規雇用を推進する(推進しようとする)企業の求める支援等について把握、分析し、検討する必要があるほか、正規雇用化をはじめとした従業員の待遇改善等に取り組む、その効果を所得の向上につなげていく必要がある。
- 保護者が、子育てしながら安心して働き続けられるよう、長時間労働の是正や休暇の取得促進等、ワーク・ライフ・バランスの推進に一層取り組む必要がある。

新型コロナウイルス感染症による影響

- 新型コロナウイルス感染症の拡大が、経済や県民生活に大きな影響を及ぼしており、特に非正規雇用者やひとり親家庭に困難な状況が生じやすいことを踏まえ、子どもの貧困対策に取り組んでいく必要がある。